

保医発0630第1号
令和2年6月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和2年7月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「特定保険医療材料の定義について」（令和2年3月5日保医発0305第12号）
の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」
(令和2年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

- 1 別表のⅡの001(3)④ア中「大動脈用ステントグラフトを留置する際又はリード一体型ペースメーカー」を「大動脈用ステントグラフト又は自己拡張型人工生体弁システムを留置する際若しくはリード一体型ペースメーカー」に改める。
- 2 別表のⅡの073(1)②中「骨髓腔内」を「骨髓腔内又は楔状骨内」に改める。
- 3 別表のⅡの073(3)①ア中「骨髓腔内」を「骨髓腔内又は楔状骨内」に改める。
- 4 別表のⅥの040(1)中「歯科矯正用アンカースクリュー」を「「歯科矯正用アンカースクリュー」又は「歯科矯正用固定器具」」に改める。